

令和6年第8回

教育委員会（定例会）会議録

交野市教育委員会



1. 招 集 令和6年6月26日（水）午前9時30分
2. 開 会 令和6年6月26日（水）午前9時30分
3. 閉 会 令和6年6月26日（水）午前11時10分
4. 出席委員 北田 千秋教育長  
 村橋 彰教育長職務代理者  
 伊丹 香寿美委員  
 長谷川 深雪委員  
 中山 尚美委員  
 般谷 恵秀委員  
 甲斐 健委員
5. 事務局 大湾喜久男 教育次長・和久田寿樹 学校教育部長・内山美智子  
 学校教育部長・西岡浩二 生涯学習推進部長・井上成博 学校教育  
 教育部次長・本多章博 生涯学習推進部次長・堤下栄基 教育総務  
 室長代理・草野将明 まなび舎整備課長・飯田由治 まなび舎整  
 備課付け課長・花田睦美 まなび未来課長・坂元智紀 学務保健  
 課長・出村公一 学校給食センター所長・佐伯尚之 社会教育課  
 長・西口香苗 青少年育成課長・真鍋成史 社会教育課長（文化  
 財）・福田道正 図書館長
6. 議事日程 日程 1 会議録署名委員の指名  
 日程 2 会議時間決定  
 日程 3 報告第 5号 教育長の報告について  
 議案第22号 交野市文化財保存活用地域計画協議  
 会委員の委嘱について  
 議案第23号 交野市立学校に関する条例等の一部  
 改正に関する意見の市長への申出

について  
議案第24号 交野市学校施設20カ年改修計画の  
修正について

7. 議事内容

堤下室長代理

皆さま、おはようございます。

それではただ今より第8回教育委員会定例会を開催いたしたいと思いをします。

教育長、本日の会議進行のほどよろしくお願いいたします。

北田教育長

はい、では開催の前に事務局から本日の出席状況の報告をお願いいたします。

堤下室長代理

本日の定例会の出席状況を報告いたします。本日の出席者は7名でございます。

同時に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により本会議は、成立いたしますことをご報告いたします。

北田教育長

報告はお聞きのとおりです。

次に、本日のこの会議でございますが、教育長の報告事項5の教職員人事案件については、地教行法第14条第7項の規定により非公開とし、それ以外の案件については、公開にしたいと思いをしますが、ご異議ございませんでしょうか。

各委員

異議なし。

北田教育長

ご異議がございませんので、教育長の報告事項5は非公開とし、それ以外の案件は公開にしたいと思いをします。

本日、傍聴希望1名がございますので、傍聴を許可したいと思いをします。事務局、準備をお願いいたします。

ただ今から、令和6年第8回教育委員会定例会を開催いたします。

傍聴人に申し上げます。

本日の定例会の案件「教育長の報告について」の5点目、協議事項5「職員の処分について」は、教職員人事案件でございますので、協議事項5は地教行法第14条第7項の規定により非公開とすることといたしましたのでお伝えいたします。

まず、日程1「会議録署名委員指名」を議題といたします。

会議録署名委員の指名につきましては、交野市教育委員会会議規則第20条の規定に従い教育長が指名することとしてよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

北田教育長 ご異議がありませんので、長谷川委員を指名します。

次に、日程2「会議時間決定」を議題といたします。

会議時間決定につきましても、教育長一任とさせていただいてよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

北田教育長 ご異議がありませんので、ただ今から10時30分までといたします。

次に、報告第5号「教育長の報告について」、本日は5件の報告がございますが、報告事項5につきましては、非公開と決定いたしましたので、議事整理の都合上、報告第5号については、議決案件の審議を行った後、最後に報告事項として取り扱いを行うこととしてよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

北田教育長           ご異議がございませんので、報告事項5については、最後に取り扱うことといたします。

                          それでは、報告事項1「青年の家貸室及び図書室の臨時休室について」を議題といたします。それでは、所管課より説明をお願いいたします。

佐伯課長            青年の家エレベーター設置工事に伴う貸室の臨時休室につきまして、ご説明させていただきます。

                          休室期間は、令和6年7月1日から工事終了の令和7年3月末の予定となります。

                          資料1をご覧ください。

                          対象となる諸室は、1階の展示場、2階の201号室から206号室、3階の全諸室となります。

                          すでに予約されている団体等に対して、市内施設で代替施設の割り振りを実施しております。代替としている施設は、星の里いわふね、グリーンビレッジ、私部会館などです。

                          施設利用料金の支払いは、代替施設に対しては社会教育課から支払いますが、利用団体は青年の家を利用する予定であった料金を社会教育課に払っていただきます。

                          今回、代替施設をご案内するにあたり、施設利用に関する公平性を担保しながら、生涯学習活動を継続していただくこと、また、お借りする他の施設の負担にならないよう調整に留意しておりますことから、新たな予約を受けての代替施設の振り分けは実施しておりません。新たな予約希望団体には、代替施設の紹介にとどめております。

                          なお、この件に関する周知は、予約をされていた各団体に直接説明させていただいております。また、ご予約を希望する団体にも、その都度説明しております。

福田館長            続きまして、図書室の臨時休室につきまして、ご説明させていただきます。

休室期間は、貸室同様令和6年7月2日から工事終了の12月末までの工事期間を予定しておりましたが、その後担当課との協議を重ね3月末までの予定となりました。また、今後の状況により日程は前後することがあります。

臨時休室中のサービスにつきましては、青年の家敷地内の空きスペース（武道施設前）において、自動車文庫ブンブン号を活用した臨時窓口を開設し、貸出・返却・予約本受付等のサービスを実施する予定です。開設曜日は、図書館休館日の月曜日とブンブン号の通常運行日である水・木曜日を除く、原則火・金・土・日曜日です。

市民周知の方法としましては、図書館HP、ポスター掲示及びチラシの配布等を予定しております。

以上です。

北田教育長

説明が終わりました。質疑に入りたいと思います。質疑はありませんか。

中山委員

音楽団体の3階を利用している団体に関しては、楽器の保管場所とかで不安に思っておられる団体がたくさんいて、その聞き取りをされたときに私も立ち会わせていただいて、丁寧に対応されていたのが嬉しかったです。ピアノに関してもどうなるかと思っておりましたが代替施設の方に入れていただけるということで、お互いに希望どおりに進んだように思っておりましたので有難く思っております。登録団体は事前に半年前に押さえられますが、その人たちに対しては連絡がしやすいけれども、スポットで取る団体にはどのように告知するのかとか代替案内とかはどうなりますかということに対しても、施設予約の一斉メールでお知らせをいただいたかと思いますが、そちらの方に気を配っていただいたのは有難く思っております。これから新規で予約を取る施設予約利用料のお支払いは直接払うということで、これは新しく取った施設の設定している利用料金を支払うということになる

んでしょうか。

佐伯課長            そのとおりでございます。各施設の料金で各団体でそこに払っていただくことになります。

北田教育長            他にいかがでしょう。

各委員                質疑なし

北田教育長            質疑なしと認めます。ではこれで報告事項1「青年の家貸室及び図書室の臨時休室について」を終わります。

次に、報告事項2「いわふね自然の森スポーツ・文化センター駐車場有料化の試行について」を議題といたします。  
所管課より説明をお願いいたします。

佐伯課長            いわふね自然の森スポーツ・文化センター駐車場有料化の試行につきまして、ご説明させていただきます。

指定管理者から自主事業として提案のあった駐車場有料化について、これまでに社会教育課と協議を重ね試行的に運用することとなりました。

現在、土日祝を中心に、施設を利用しない方が駐車場を占有することがあり、施設利用者にご迷惑をおかけしております。特に行楽シーズンには駐車場周辺の国道が渋滞し、危険な状態であります。また、施設周辺はハイキングや川遊びなどのアウトドアを楽しめる魅力あるスポットですが、周辺に駐車場がないため、来訪の断念や候補地からの除外といった事象も発生しております。

問題解決策として、有料化を試行的に導入し、その収益の一部は老朽化する施設の整備や修繕に充当し、魅力づくりの創出と持続可能な施設運営に取り組むことを指定管理者から提案していただいております。

実施時期は、7月13日からとし、土日祝と特定日で実施しま

す。

周知については、現在、指定管理者がホームページや現地での横断幕、また施設予約者への個別対応で周知を図っております。

施設利用者（予約団体等）には、諸室ごとに無料台数を設定しております。基本的に有料となる車両は、川遊び、ハイカー、イベント等への参加者車両が想定されます。

駐車料金は、普通車で終日一律 1,000 円、バスで 5,000 円となっております。

今回の取り組みは試行的なものであり、収集したデータは今後の公共施設の駐車場問題検証の一部とします。また指定管理者からは、イベントを実施する際は試行的な取り組みの中で柔軟な対応を図っていくと聞いております。

北田教育長 説明が終わりました。行楽シーズンの特定日を具体的に教えていただけますか。

佐伯課長 資料の方にございます2の実施時期というところで、行楽シーズンで駐車場が必要とされるところでございまして、7月13日から9月8日、又、11月2日から12月15日というところで指定しておるところでございます。

北田教育長 有料化の目的や駐車料金、無料化の扱い等の説明がありました。

質疑に入りたいと思います。質疑はありませんか。

般谷委員 1日1,000円ということですが、30分以上は少しでも超えたら後は1,000円払わないといけないんですか。

佐伯課長 そのとおりでございます。

般谷委員 大阪市内からしたら安いですが、分割はされないんですね。

北田教育長 星のブランコと同じですか。

西岡部長 金額の参考にしているのが、星田園地の臨時駐車場が 1,000 円です。1 時間でも 2 時間でも 1,000 円です。

般谷委員 分かりました。

中山委員 有料化することで、駐車利用する人が少なくなると思いますが、大きなイベントをするときに私市小学校を借りて駐車場にさせていただいていたことがあると思いますが、そこも入り口でお金を払って入るんですか。

佐伯課長 私市小学校をお借りするのは、完全に私市小学校の敷地になりますので、そこは駐車場とは別になります。

北田教育長 私市小学校を使われるのは、スタッフや関係者で一般の方が止めるのはなかったかと思います。

甲斐委員 市民生活にインパクトがある内容かと思います。お試しということなので見直しもされると思いますが、不法な駐車を取り締まることが目的なのか、収益性を上げるのが目的なのか、このへんがあいまいな感じがします。それに伴う金額設定とか条件も複雑な感じがします。私市小学校の敷地に新しく駐車スペースが設けられるという話を聞いていて、それとの関連はどのようになっていますか。

佐伯課長 目的ですが、本施設いわふね自然の森スポーツ・文化センターの利用者が利用に当たって必ず止められる、また、渋滞緩和というところをまず第一に目的にしております。それと、行楽シーズンでハイカーや川遊びをされる方が、行って 1,000 円払えば駐

車場があるというところで、こういった方の機会を失わないようにできるというところの目的であるところです。

私市小学校の敷地にあたる駐車場は全く聞いていないところがございますので、そこについては知らないところです。

甲斐委員 試行期間は平日も含まれるんですね。

佐伯課長 特定日については、そのようになっております。

甲斐委員 実際の試行期間以降の実際の実施にあたっては、平日は除外されるんですか。

平日の関係のない方の駐車は認めるような感じがするんですが。

佐伯課長 この施行期間中、様々なデータを観察させていただきまして、次にこの試行期間もいつまでという定めは決めていません。今年度試行期間としております。来年度の実施というところも想定にあるんですが、それまでにしっかりデータを収集して、どのように扱っていくか今年度で検証していくというところです。

甲斐委員 見直すタイミングで、きちりとできればいいかと思います。

村橋教育長職務代理者 駐車場の有料化については、自主事業で指定管理者からの提案ということですが、市として有料化を議論して将来的にもっていきたいとか、施設の整備とか管理に使いたいとか、そういう考え方の流れはないんですか。

西岡部長 そういった背景的なところでは、市、社会教育に伴う社会教育施設については担当部としては持っております。そのための今回、スポレクの駐車場で検証してみようと標題効果もあると思いますし、それによって利用者数が減るかそれも含めた検証になっ



森スポーツ・文化センター駐車場有料化の試行について」を終わります。

次に、報告事項3「放課後児童会における配食サービス制度の導入について」を議題といたします。それでは、所管課より説明をお願いいたします。

西口課長

放課後児童会における配食サービス制度の導入について、ご説明させていただきます。

資料をご覧ください。

学校長期休業期間中の児童会におきましては、これまで、お弁当の持参をお願いしており、保護者の負担となっているという現状がございました。

そこで、保護者の軽減を図ることを目的に、このたび、配食サービスを導入することといたしました。

概要でございますが、市が定めた「実施要領」に基づき、その条件で配食を提供できる事業者を、ホームページ掲載により募集しまして、登録を申し出ていただきます。

その登録事業者の中から、保護者が各自でアプリ等を通じて、注文、支払い等を行うなど、具体的なやりとりは、事業者と保護者で行っていただくような仕組みでの運用を考えており、市は、事業者の登録のみ行います。

登録事業者の要件につきましては、別添資料として「実施要領」を添付しておりますので、ご確認いただければと思います。

特にアレルギー対応につきましては、献立表にアレルギー情報を掲載してもらい、保護者が注文時に確認できるような取扱いができればと考えております。

この夏休みからの導入に向け、現在、登録事業者を募集しており、保護者に対しましても第一段階としまして、会食サービスが開始される旨の周知を行ったところです。今後事業者が登録されましたら再度詳細の内容について保護者周知する予定となっております。これまで通り自宅からお弁当を持参することを妨げる

ものではありません。また、事業者の登録については随時出来るものといたします。

保護者にとっての利便性、また衛生面、安全面にも十分に配慮し、運用していきたいと考えております。

説明は以上です。

北田教育長 説明が終わりました。質疑に入りたいと思います。質疑はありませんか。

長谷川委員 長期休暇の間、お弁当を作るのが大変だから家で留守番をさせておくという保護者もいる中で、こういった事業が浸透すれば一日中家で留守番をしないといけないお子さんは減っていいのではないかと思います。

アレルギーに関しては、先ほどの説明の中では献立に特定原材料7品目を載せていただけるとのことですが、そこは当然として分かったところでアレルギー品目があったから申し込めないというメニューばかりでないようなところも是非検討していただくというか、一切アレルギー品目を使っていないメニューの日があるようお願いしたいと思います。

それと体調不良で、明日お願いしていたけど要りませんという方もいると思います。キャンセル期限を利便性に配慮したキャンセル期限を設定することと掲げておられますが、前日もしくは当日の朝のキャンセルも可能になるような方向で検討していただけたらと思います。

北田教育長 その辺りは、民間事業者ですのでサービスはいろいろ考えてくれると思います。

甲斐委員 素晴らしいサービスかと思っています。これは既に申し込み期間に入っていて、申し込みの業者があるのかとか、見込みがあるのかとか、聞かせてください。

西口課長 一社だけですが提案というかたちでいただいております。一社の事業登録は可能と考えております。

北田教育長 他にいかがでしょう。

各委員 質疑なし

北田教育長 質疑なしと認めます。ではこれで報告事項3「放課後児童会における配食サービス制度の導入について」を終わります。

次に、報告事項4「令和6年第3回議会(定例会)一般質問及び答弁の要旨について」を議題といたします。

一般質問及び答弁の要旨につきましては、事前に内容をご確認していただいているとは思いますが、今回は万博関係の質問も多かったかと思いますが、市長の発言に対してということが多かったため、この場で教育委員会としてというご質問があったとしても答えにくい部分もあるかと思っておりますので、そのへんはご了承お願いいたします。

それでは、ご不明な点気になる点があればお願いします。

長谷川委員 7ページ8ページ等に上げられていますクラブ活動の今後についてですが、地域へのクラブ移行についてはさまざまな課題があって、今も教育委員会の方でもいろいろ研究していただいているという事ですが、中学校部活動指導員バンクというものを4月から始められていると思います。その登録状況とか運用状況など分かれば教えていただきたいと思います。

内山部長 具体的に細かい人数等は持ち合わせていませんが、部活動指導員というかたちでは各校1名ずつの配置は出来ていると思います。種類がどうしても限られてはいます。

中山委員

交野市立第四中学校の合唱部に指導員でお手伝いに行っています。

イベントに出演しませんかとかいろいろご依頼をいただきます。原則顧問の先生が立ち会わないと受けれないので、子どもたちにそれを言う前に、顧問の先生にいついつの日程でお声かけをいただいているんですがどうですかと打診をして、私たちとしては土、日曜日に出て来ていただくのは気を使いながらお話をさせていただいています。顧問の先生にもよるし、その時の先生の状況もあって、全部を受けれるわけではないのでお断りする部分もたくさんあります。実際に子どもたちに対してはいろんな経験をさせてあげたいという思いがあるので、部活動指導員でも引率が可能な方法を考えていただけたらと思います。顧問が立ち会わなくても子どもたちと部活動指導員で引率が行ける、交野市内なら大丈夫とか、大阪でも大丈夫とか、四中の子どもたちが部活で受けているのはゆうゆうセンターとか近場にそういった施設があるので校区内で受けることが多いんですが、そういうのも検討していただけたらと思います。

内山部長

部活動指導員はあくまで専門性を活かして顧問の負担を減らすというところで行っていただいて、引率というところまでは顧問がするというところで、一定入っていただいています。今回中山委員がおっしゃったような、割と近場で、例えば校区内で可能であるとか、そういうところで何とか柔軟な活用ができないかどうかというところは考えていきたいと思いますが、一定引率がないというところでそれならということによっていただいている面もございますので、多分引率もしていただける枠の方も増やしていくということが大事かと思っていますので、そちらの方の必要性もしっかり予算が取れるようにしていきたいと思っています。

北田教育長

部活動指導員と技術指導者は別です。中山委員がおっしゃっているのは技術指導者のことだと思います。指導員はその学校に年

間を通していらっしゃる陸上専門とか野球専門とかです。その方とは違うかと思えます。中山委員が技術指導者の方については、もし事故があったときにその方に責任とかあったら困るということで顧問がということだと思えます。

指導員につきましては専門で各学校で配置ということで対応や扱いが違ってくると思えます。

村橋教育長職務代理者 スポーツ振興センターに関連しているから部活や校外に出たときに、万が一怪我をしたときに保険が提供されると思えますが、部活動は顧問担当教員の引率が今でも入っていますか。

教育長が言われた年間通して部活動に入っているという方でもそれにあたるかどうか。以前はそういう制度がなかったから駄目だったんです。今はどうですか。

内山部長 土、日の指導と試合への引率の可能な立場の方がいらっしゃいますので、そういう方をもう少し増やしていければ可能です。

村橋教育長職務代理者 そのあたりが可能であれば、さらにそれが上手く回るようにしていってもらえたら有難いと思えます。

中山委員 顧問の先生は自分が学生時代にしていたので顧問をしてくれる先生もいるし、指導はできないけども名前だけの顧問もいると思えます。クラブによったら審判をしないといけない競技もあると思うので、専門的な知識を持った人が引率できるような、現役の先生で審判のできるスキルのある先生に、ご負担がかからないというのも考えていただけたらと思えます。

北田教育長 去年、教育委員の皆さんは渋谷の方のスポーツクラブに視察に行きましたが、ああいうかたちで専門的な方が学校に入ってきてくだされば審判もやりやすいかと思えます。

般谷委員

総合型地域スポーツクラブの必要性ということで、野口議員の質問を見ている、教育長がおっしゃっていただいた渋谷のスポーツクラブ、外部団体と協力を持って速いスピードで動いていて感心しました。実際に交野市もスポンサーを募集してお金が入ってこないことには人員も支援員も集まってこないと思うので、なんかのかたちでいい方向になっていけばと思います。子どものことに対して一生懸命考えている保護者たちも社会も、どこかで交野市として募集を求めていく中で力を貸してくれるところがきっとあると思います。そういうアプローチをすることは、市の方でスポーツクラブの必要性として考えていただいているのかと思います。何かありますか。

西岡部長

総合型スポーツクラブは令和元年から取組みを始めまして、本日夜に第一回総会をすることになったんですが、いきなり渋谷区のように全面的に部活を受け入れられるのかと言えば、立ち上がったばかりの中で部活を一気に受け入れるというのは難しいところはあると思います。いずれ将来的には地域移行の一つのクラブにはなるかと思っています。短期的に受け入れられるのかというと体育団体や文化団体というところと部活動の種目が整合しているのかというと整合してなくて、音楽団体はあります。ただ陸上はいろんな種目があります。そこに体育団体が全部受け入れられるかというところとできないんです。ないんです。これをどうしていくかという話にもなってきます。今後総合型として立ち上げて進めて行くんですが、部活動の移行先であるのは認識していますので、並行して考えていく必要はあると考えております。

般谷委員

いろんな考え方を統括していくということは、役所で仕事を今まで持っている中で、担当部署を作るとなるとなかなか人員も大変なことだと思いますし、営業をかけるみたいな話で、子どもたちのために協力してくれますかということは挑戦しないと分からないことですし、実際の面として活動が始まるということは有

難しい話で、もっと挑戦していただきたいと思います。

北田教育長 今日が始まりということで、いろいろ課題もあると思いますがクリアしながら前に進んでいただけたらと思います。

般谷委員 いろんなスポーツのクラブチームの団体がありますが、そこから協力を得ることが出来るということもあるのかと思います。学校の先生が教育委員だけではなくて教育長や交野市に期待していることはいっぱいあると思います。先生がスポーツの顧問を中学の中でやっておられるという話を聞けば、私たちの時はたくさんクラブ活動がありました。今はそんなことはないですが、だから先生の負担の軽減のためにも出来るだけ外部の協力を得ていくような、その部分に交野市も少しでも予算を立ててもらいながら、教えたいという方もいらっしゃるだろうし、早く募集のことが出来上がっていけばいいなと思います。

長谷川委員 26 ページ、「大阪関西万博について」の子ども無料招待事業の1 回目の意向調査の件ですが、必要な情報が足りていないということで保護者に対してのアンケートまではされていないという認識ですが、今後はいろんな経緯を経て学校の方で判断が変わる可能性があるということは、交野市内でもA小学校は行くと判断したけど、B小学校は行かないというばらつきが発生する可能性があるということでしょうか。

内山部長 そのとおりでございます。校長先生方の中にはいろいろ考えがございまして、行くのであればうちの学校は全校で行きたいと思っている校長先生もいれば、行ける学年で例えば高学年なら電車でも上手く混雑を避けつつ行けない事はないなという前向きに考えておられる校長先生もおられるので、もう少し交通機関のこととか現地のこととかいろんな情報が出てくれば、うちに行きますというかたちによって変わる学校も出てくる可能性はありま

す。

甲斐委員           同じ万博の件で 56 ページですが、「無料招待事業」で家庭の事情に配慮と記述があるんですが、知識として教えていただきたいのが、入場料無料と聞いているんですが 1 回目の交通費で電車で行く場合はどうなのかとか、自分たちでバスを手配した場合と、大阪府が割り当てる 10 台のバスを使った場合の有料無料とか、そのへんを教えてください。

内山部長           電車賃については今きっちりと計算はしていませんが、電車で行くのであれば十分通常の遠足でいく交通費の範囲内でそれほど特別大きな負担を保護者に強いるものにはならないと考えています。ただバスになりますと、今大阪府が提示しているものはモデル例としては一台 14 万 8,000 円と出ています。例えば、1 クラス 30 人くらいで割ってしまうと、市長がおっしゃっているような 5,000 円近い金額がかかりますし、50 人乗りとかの大きな観光バスなので、例えば、2 台で学年が全部乗れたら、うまく割れたら 3,000 円代で行ける場合も出てくるかもしれませんが、今そもそもバスが足りないのではないかと、学校で申し込んだら取れるのかどうかみたいなことは言われていますので、そこについては未確定で大阪府の 10 台というのは交野市には現時点では回ってこない可能性が高いです。これから数を増やしていこうという動きもございますので、より行きやすい環境が整っていけばバスでという可能性はあります。

甲斐委員           大阪府のバスが割り当てられても有料ですか。  
電車でいく場合も遠足と同様の保護者負担ですか。

内山部長           そうです。

北田教育長       入場だけが無料になるということです。

般谷委員 大阪はバスの割り当てが3台しか出ないと聞いていましたが。

内山部長 そのへんの、どこに何台という細かい情報はこちらも聞いていなくて、今はまだ3月末頃の説明会の情報ではあるんですが、一旦10台というところは聞いています。ただ少ないのも分かっているし、もっと増やしていこうとしているという情報は聞いていますが、それが具体的に何台まで増やしていくのかは分かりません。

北田教育長 今月末、来月初めには説明会がありますので、情報は学校にお伝えして学校が判断しやすいようにしたいと思います。

甲斐委員 89、90ページの後援名義の問題ですが、ここで質問されているのは、今月上旬にあった映画の試写会の上映を念頭に置かれていると思います。交野市の方の後援名義が下りて教育委員会の方の後援名義が下りなかったというふうに伺っていて、これが基準が要綱に基づいていると思いますが、新しい団体とかが申し出た場合、どんなにいい内容でも後援できないと教育委員会が思っているように受け取ったんですが、そのへんの在り方はどうなのかとしたりして、教育に関係しない事で教育委員会に後援が来た場合は後援できないですが、そのあたりの市との関連性や見解を教えてください。

北田教育長 具体的な事業は別として、一般論として答弁していますので、後援名義については堤下室長代理お願いします。

堤下室長代理 後援名義の関係ですが、教育委員会の方では要綱に照らして要件に合うか判断させていただいているのがまずは1点ございます。その中で、市の方では承認をされるけども教育委員会の方で承認されないということは実際ございます。それにつきまして

は、教育委員会での要綱の中に申請資格というところがございまして、その資格の中では教育団体又はその事業の目的が教育的要素を持つものと認められるものという要件がございまして。当然、政治団体、宗教団体、営利団体は除くというところですが、それに併せまして、もう一つの条件といたしまして「交野市内で過去もしくは現在に活動実績を有する団体又は大阪府下で一般的に知名度があり、堅実な運営実績を有する団体」というところがございまして、活動実績を有する有しないという部分が市の方の要綱と異なりまして、市の方はそういったところを求めている、教育委員会は過去もしくは現在の実績を求めているという差がございまして、市では承認、教育委員会は不承認ということがあるということがございまして。

北田教育長            今回の答弁を見ますと、市の要綱と教育委員会の要綱が違うので、市の要綱に当てはめるとこの要綱に合わない場合は承認はしていない、市の方はこの項目がないので承認するという差は当然出てくるかと思えます。

甲斐委員            新しく活動しようとする方の活動内容が良かった場合に、それを後援できないというのは残念だと思ひまして、要綱の見直しの可能性はありますか。

大湾教育次長        答弁の中でも申し上げましたが、教育委員会の後援名義の申請のイベントは子どもたちが参加するということも多いことが考えられますので、実際に我々が申請を受けている中で相談の段階でこれは難しいですよというお話は多々あります。自由にスポーツイベントに子どもが参加するということであればいいかと思ひますが、それを機に会員獲得をしようとしているとか目的を裏でされているということが出てきますので、なかなか難しい判断が多くございまして。実際にいろんな市に、こういう団体の申請があったことがありますかとか聞き合わせをしながら判断してい

るところがございます。安全サイドを取るかという話かと思っています。教育委員会の後援名義がないからといって、そのイベントを否定していることは全くありませんので、そのイベント自体はやっていただくことについて我々が判断するということは全くございません。そこに教育委員会の後援名義を出すことの判断だけになります。もう1点は、例えば実行委員会形式で何かされる場合でしたら、その実行委員会も当然新しい団体ですが、当然それだけで我々も決めてというわけではなくて、構成団体の実績も加味させていただいて、そのへんは柔軟に運用させていただいて、出来るだけ採用できるようなかたちということはさせていただいております。

甲斐委員           内容を吟味した上で、それが相応しくないと判断をされた場合は当然そうですが、新規とか活動を始めたばかりの団体が除外されるというのは納得できかねないです。もう一度検討する余地があるのかどうか。

大湾教育           当然こういうお話をいただく中で、いろんなことも考えていくことだと思っています。例えば教育委員会の北河内の中ではこういう情報があるところとないところがございますので、どちらが正しくてどちらが間違っているという話ではないかと思っています。ただ判断するにあたって先ほども言いましたが、安全サイドにたつかどうかというところがあるのかと思っています。我々も申請の内容というのは書面でしか判断できないところがございますので、団体が既存の活動があるかどうか入れているというのは、書面どおりのことをその団体がしていただけるかという判断はなかなか難しいところでして、特に新規の団体ですと、書面通りのことをやっていただけるのか、書面としては素晴らしい内容だったとしても、そのとおりのことが運営されるのかどうかという判断は凄く難しいところが出てきます。こういう団体と分かっている団体であれば、これは大丈夫だという判断が可能かと思

いますが、全く初めての団体が来られた時に運営を書面どおりにされるという担保がないので、そこで安全サイドということで、初めての団体については初回については内容の審査の前にこの参加資格というところでの話をさせてもらっているところです。

甲斐委員           ここで想定されている今回の事業は、実際に私は一般市民として参加して問題等はなかったかと思います。例えば、我々がイベントに実際に立ち会って正しく行われているかチェックをすることも可能だと思います。

北田教育長           あくまでも後援名義ということで、その団体に補助金を出しているということではないので、そこに立ち会って云々とはまた違うと思います。ですが、甲斐委員がおっしゃったように、内容云々もありますし、それについて政治的とか宗教的とか様々な理由であれば最初から除外できますが、そうではないグレーな面もあります。内容で審査するとしたらそれはそれで、なぜこれは後援名義ついてこれには付かないのかと出てくると思います。今回は一般的に今までもそうですが、どの団体についても要綱でまず照らし合わせてということでさせてもらっていますので、その中で先ほど教育次長も申し上げたように、様々な団体とお話ししながらさせてもらっているので、そこは我々としてもあくまでも後援名義を出さないからこの活動は駄目と言っているわけではありませぬし、要綱に基づいての判断ということでご了解いただきたいと思います。

甲斐委員           勿論、それも分かるんですが、主催者とか交野市、地域とか教育のために汗をかいておられる方が一生懸命にやっている中で、後援といっても何か金銭的な後援をしてもらえるわけではないし、広報を広める応援をしてもらえるわけではなくて、後援名義は実際問題名ばかりのものですが、名ばかりであっても主催者の思いを持っておられる方にとっては、自分たちの活動のモチベー

ションになったり、それを信頼を担保してそこに参加してくれる方が増えたりとか切実な問題だったりするので、何かそういうことを根本から考え直して、検討して元に戻ってもそれはいいと思いますが、検討の余地はないのかと思います。

北田教育長           そのへんのすり合わせで、市と教育委員会で基準が違うのも一定課題があると思います。そのへんの市との関係も含めまして検討することは必要かと思います。今までに関しましては要綱に基づいてどの団体にも同じような感じでお伝えしております。

甲斐委員           それは理解します。

中山委員           交野市の後援名義は名ばかりというか、金銭的な援助をしていただけのわけではなく、それがあると信頼度が上がるのかなという程度のものかと思います。いまおっしゃたように子どもが関わる事業に関しての視点から判断するとおっしゃったので、交野市の教育委員会という後援名義がいただけたとしたら、市内小中学校の方に配付するルートを確保していただくとか、そういうのはない。今だと校長会に話がたってそれで了解を得たら配布できるというのはありますが、交野市の教育委員会の後援名義をいただいた時のメリットがあればいいなと思います。

大湾教育次長       この制度は、いろんな意味でバックアップする後援するというよりは、名義の後援という制度になっております。チラシということで、後援名義をいただいているのでチラシを配らせてくださいと話が出てくるんですが、それは学校の運営上かなりの負担になります。実際に50件60件の年間の後援名義を出しておりますが、それについて一つ一つが学校でそのチラシを配るということは学校に負担を強い得ることもございます。そういう事業のイベントのチラシについては学校では配布しないというのが原則なのかと思います。そこは後援名義申請の時にも丁寧に説明はさ

せていただいております。

北田教育長 他にいかがでしょう。

各委員 質疑なし。

北田教育長 質疑なしと認めます。ではこれで報告事項4の「令和6年第3回議会(定例会)一般質問及び答弁の要旨について」を終わります。  
続きまして、議案第22号「交野市文化財保存活用地域計画協議会委員の委嘱について」を議題といたします。それでは、所管課より説明をお願いいたします。

真鍋課長 それでは議案第22号「交野市文化財保存活用地域計画協議会委員の委嘱について」を説明いたします。

ピンクの例規集59番交野市文化財保存活用地域計画協議会条例をご参照ください。

この協議会は、文化財保存活用地域計画に関わることを所掌しています。

具体的には、同条例第2条に記されておりますように、同協議会で地域計画の作成を進めてきました。令和4年12月の地域計画の認定以後は、計画内容の変更や、計画の実施に係る連絡調整に関すること等を所掌しています。

交野市文化財保存活用地域計画協議会条例第3条にもとづき委員を委嘱します。

事務局からは、現在の委員10名のうち9名を継続して選出しております。また、大阪府教育庁文化財保護課から派遣いただく委員については、担当者の異動を受けて新規の予定者を選出しております。

委員の任期は2年で、今回任期は令和6年7月1日から令和8年6月30日となります。

どうぞ委員として承認いただけますようお願いいたします。

北田教育長 説明が終わりました。質疑に入りたいと思います。質疑はありませんか。

各委員 質疑なし

北田教育長 質疑なしと認めます。  
それではお諮りいたします。議案第23号「交野市文化財保存  
活用地域計画協議会委員の委嘱について」原案のとおり議決する  
ことにご異議ございませんか。

各委員 異議なし。

北田教育長 異議なしと認めます。よって、本件については、委員会において議決されました。

次に、議案第23号「交野市立学校に関する条例等の一部改正に関する意見の市長への申出について」を議題といたします。

所管課より説明をお願いいたします。

花田課長 「交野市立学校に関する条例の一部改正に対する意見を市長に申し出ることについて」、委員会の承認を求めるものです。

条例の改正箇所につきましては、新旧対照表を添付しておりますので併せてご参照下さい。

今回の条例改正の主旨は、令和7年4月1日付で交野市立交野みらい小学校と交野市立第一中学校を統合し、統合校として義務教育学校交野市立交野みらい学園を設置するため、交野市立学校に関する条例の一部を改正するものでございます。

改正内容につきましては、交野市立学校に関する条例 第1条 小学校の設置に規定する交野市立交野みらい小学校と、第2条 中学校の設置に規定する交野市立第一中学校の項を削り、第3条

として義務教育学校の設置を加え、義務教育学校の設置に規定する交野市立交野みらい学園の項を加えるものでございます。

併せまして、義務教育学校設置に伴い、関連する条例の一部改正及びその他文言の整理等を附則にて所要の改正を行うものです。

なお、施行日につきましては、令和7年4月1日としております。

以上、交野市立学校に関する条例の一部改正に対する説明とさせていただきます。よろしくご審議のうえ、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

北田教育長 説明が終わりました。質疑に入りたいと思います。質疑はありませんか。

各委員 質疑なし

北田教育長 質疑なしと認めます。  
それではお諮りいたします。議案第23号「交野市立学校に関する条例等の一部改正に関する意見の市長への申出について」原案のとおり市長に申し出ることにご異議ございませんか。

各委員 異議なし。

北田教育長 異議なしと認めます。よって、本件については、市長に申し出ることといたします。

次に、議案第24号「交野市学校施設20カ年改修計画の修正について」を議題といたします。それでは、所管課より説明をお願いいたします。

草野課長 議案第24号「交野市学校施設20カ年改修計画」の修正について、ご説明させていただきます。本計画については、令和6年

4月の教育委員会定例会にて、承認を頂いたものであります。しかし、その後の市長部局との調整等におきまして、一部変更が生じたために修正を願いでるものであります。

修正内容は3点ございます。

1点目は計画後半の「外壁・防水・設備・内部改修」等の改修に係る部分ですが、必要に応じて事業を早めていく検討をしていくことから前倒しを意味する矢印を5年分加えました。

2点目は、令和9年に予定していた空調改修工事ですが、検討や設計から取り掛かる必要があることから、令和9年度と10年度の2か年に変更しております。

最後に3点目ですが、トイレ改修工事におきまして他工事のバランス等を鑑みて一部学校の入れ替えを行いました。

以上の変更内容について、本委員会でご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

北田教育長 説明が終わりました。質疑に入りたいと思います。質疑はありませんか。

各委員 質疑なし

北田教育長 質疑なしと認めます。  
それではお諮りいたします。議案第24号「交野市学校施設20カ年改修計画の修正について」原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

各委員 異議なし。

北田教育長 異議なしと認めます。よって、本件については、委員会において承認されました。  
次に、教育長の報告の報告事項5「教職員の処分について」を議題といたします。

傍聴人に申し上げます。教育長の報告についての報告事項につきましては、非公開とすることといたしましたので、ご退室願います。

(傍聴人退出後)

それでは、報告事項5「教職員の処分について」を議題といたします。それでは、所管課より説明をお願いいたします。

【非公開】

北田教育長           ではこれで報告事項5「教職員の処分について」を終わります。  
以上をもちまして令和6年第8回教育委員会定例会の案件全てが終了いたしました。

交野市教育委員会会議規則第20条の規定により署名する。

交野市教育委員会

教育長 \_\_\_\_\_

委員 \_\_\_\_\_